

令和3年度教育委員会定例会会議録

【日時】 令和3年10月26日（火）
【開会】 14時00分
【閉会】 16時15分
【場所】 教育文化会館 第6・7会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満
委員 高橋 美里
委員 田中 雅文

教育長職務代理者 岡田 弘
委員 石井 孝

【欠席委員】

委員 岩切 貴乃

【出席職員】

教育次長 石井 宏之
総務部長 森 有作
教育政策室長 田中 一平
教育環境整備推進室長 谷村 元
職員部長 小澤 毅夫
学校教育部長 大島 直樹

健康給食推進室長 鈴木 徹
生涯学習部長 岸 武二
総合教育センター所長 佐藤 公孝
庶務課長 日笠 健二
庶務課担当課長 瀬川 裕
教育政策室担当課長 二瓶 裕児

庶務課課長補佐 田中 誠志
教職員人事課担当課長 西田 寛
カリキュラムセンター担当課長 宮嶋 俊哲
カリキュラムセンター指導主事 松本 崇
カリキュラムセンター指導主事 伊藤 悦子
指導課担当課長 南谷 隆行
指導課指導主事 寺田 一成
指導課担当課長 五味 博
指導課指導主事 武田 弦

生涯学習推進課長 箱島 弘一
生涯学習推進課担当係長 萩原 周子
生涯学習推進課担当係長 廣瀬 徳政
宮前区役所生涯学習支援課長 齊藤 実
宮前区役所生涯学習支援課課長補佐 小島 光一郎
宮前区役所総務課長 渋谷 光俊
宮前区役所総務課課長補佐 岸 智子
文化財課長 服部 隆博
文化財課課長補佐 河野 正伸

調査・委員会担当係長 長谷山 大介
書記 畑山 拓登

【署名人】

委員 田中 雅文

委員 石井 孝

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、岩切委員が欠席でございますが、「教育長及び在任委員の過半数」である4名以上の出席がございますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、会議は成立しております。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時00分から16時30分までといたします。

3 会議録の承認

【小田嶋教育長】

8月の臨時会、9月の定例会の会議録を、事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

4 傍聴（傍聴者 2名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申し出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、異議なしとして傍聴を許可いたします。

5 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No. 6、議案第30号は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより個人の権利利益を害するおそれや、争訴に係る事務に関し、市の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、議案第29号、議案第31号は、議会の議決案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、これらの案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

なお、議案第29号、議案第31号につきましては、議会への提案後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

6 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

田中委員と石井委員をお願いいたします。

7 報告事項 I

報告事項No. 1 叙位・叙勲について

【小田嶋教育長】

それでは、初めに、報告事項 I に入ります。

「報告事項No. 1 叙位・叙勲について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【日笠庶務課長】

それでは、報告事項No. 1「叙位・叙勲について」御報告させていただきますので、お手元資料、報告事項No. 1と書かれました資料をごらんいただきますよう、お願いいたします。

令和3年4月から令和3年9月までの間に、受章が確定された方々でございます。「春の叙勲」を受けられた方が2名、「死亡叙位」を受けられた方が3名、「死亡叙位・叙勲」を受けられた方

が3名、「高齢者叙勲」を受けられた方が13名となっております。それぞれ受章をされた方々の氏名等につきましては、資料に記載のとおりでございます。いずれの先生方も、長年にわたり教育の発展に力を尽くされ、その教育功勞に対しまして、今回、叙位・叙勲を受けられたものでございます。

報告事項No. 1につきましては、以上でございます。

【小田嶋教育長】

何か御質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 1について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 1は承認といたします。

報告事項No. 2 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【小田嶋教育長】

それでは、次に、「報告事項No. 2 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、報告事項No. 2「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」御説明申し上げます。

報告事項No. 2の1ページをごらんください。「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、御報告し、承認を求めるものでございます。

初めに、「1 臨時代理した事項」の「(1) 制定した規則」につきましては、「川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則の一部を改正する規則」でございます。次に、「(2) 内容」につきましては、会計年度任用職員の令和3年度における夏季休暇の取得期間を9月30日から10月31日に延長するものでございます。次に、「(3) 施行期日」につきましては、公布の日としたものでございます。

次に「2 臨時代理を行った日」は、令和3年9月30日でございます。

次に「3 臨時代理を行った理由」といたしましては、令和3年9月29日に人事委員会規則が公布の日から施行され、令和3年度における夏季休暇の取得期間が9月30日から10月31日に延長されたことに伴い、9月30日までに教育委員会の会計年度任用職員にも同様の措置を講ずる必要がございましたことから、教育長が臨時に代理したものでございます。

説明は、以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、報告事項N o. 2について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項N o. 2は承認といたします。

報告事項N o. 3 令和3年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の結果について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項N o. 3 令和3年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の結果について」の説明を、教職員人事課担当課長、お願いいたします。

【西田教職員人事課担当課長】

それでは、「令和3年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の結果について」御報告させていただきます。報告事項N o. 3の資料をごらんください。

今年度の選考試験は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、地方会場を中止とし、川崎会場のみで、第1次試験を7月11日、日曜日に実施いたしました。また、第2次試験の実技試験を8月10日、火曜日、第2次試験の面接試験を8月16日、月曜日から9月16日、木曜日まで実施いたしました。

それでは、お手元の資料をごらんください。

「1 合格者数」については、小学校区分の合格者は210名、中学校/高等学校区分の合格者は83名、高等学校工業区分の合格者は0名、特別支援学校区分の合格者は18名、養護教諭区分の合格者は14名となり、合格者の合計は325名となりました。

「2 実施状況」については、小学校区分の倍率は2.1倍、中学校/高等学校区分の倍率は4.5倍、特別支援学校区分の倍率は3.3倍、養護教諭区分の倍率は4.6倍となりました。総受験者数が945名でしたので、全体の倍率は2.9倍となりました。

合否の結果につきましては、10月15日、金曜日に第2次試験の受験者全員に結果通知を送り、併せて合格者の受験番号を市のホームページに掲載いたしました。裏面は、過去2年間の結果、また2枚目の資料は今年度の結果の詳細でございます。

以上で、「令和3年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の結果について」の報告を終わらせていただきます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。御質問等はございますでしょうか。
高橋委員。

【高橋委員】

今年も先生の採用、ありがとうございました。合格者についてなんですけれども、今年度は募集人員に対して、割と多めに合格者を出していただいていると思うのですが、優秀な方がいらっしゃれば多く採っていただくのは非常にいいことかなと思うのですが、ちなみに、この合格者数の中に、例えば民間でいうと内定しても辞退する人がいるということで、必要な人数に対して多めに合格を出すというようなことがあるかと思うのですが、こちらも少し入っていたりするのでしょうか。

【西田教職員人事課担当課長】

受験申込みの際に、併願先等の調査等を記入する欄がございます。面接の際に、第1志望が川崎なのかという質問も織り交ぜながら、万が一辞退される可能性もあるなどという。それでも優秀な方は合格して、当然川崎に来ていただきたいとは思っているのですが、実際そういう方もいらっしゃることを見込んでの数字になっております。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

【高橋委員】

はい。

【小田嶋教育長】

他にはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 3について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 3は承認といたします。

報告事項No. 4 令和3年度全国学力・学習状況調査結果報告について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 4 令和3年度全国学力・学習状況調査結果報告について」の説明を、

カリキュラムセンター担当課長、お願いいたします。

【宮嶋カリキュラムセンター担当課長】

それでは、令和3年度全国学力・学習状況調査、川崎市の結果につきまして御報告いたします。昨年度調査は見送られたため、今年度は2年ぶりの調査となりました。また、学力調査につきましては、小学校は平成29年告示、中学校は平成20年告示の学習指導要領を基に出題されておりますので、領域等の示し方が異なっております。

本日は、お手元にお配りしました縦置き of 報告冊子『令和3年度全国学力・学習状況調査結果についてー川崎市の児童生徒の学習・生活の状況ー』と、横置き of 資料1『教科に関する調査と質問紙調査の説明資料』を使って、報告させていただきます。

初めに、報告冊子の1ページをごらんください。「調査の実施状況」でございますが、小学校第6学年、約1万1,690名、中学校第3学年、約9,050名を対象に実施されました。また、調査の実施日につきましては、令和3年5月27日であり、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し、例年より約1か月遅い実施となっております。

「教科に関する調査結果の概要」をごらんください。各教科の結果につきましては、国語、算数・数学のいずれにつきましても、全国の結果と同程度であると捉えておりますが、本市の平均正答率は、全国を上回っている状況でございます。

横置き of 冊子、資料1の1ページをごらんください。本市平均正答率と全国平均正答率の差を平成27年度から経年で比較した結果になります。平成30年度までは、主に「知識」に関するA問題と主に「活用」に関するB問題に分かれており、平成31年度からは、それらが一体化した調査となっております。本市の平均正答率につきましては、平成30年度までは、B問題について全国を上回り、平成31年度と令和3年度の一体化した調査においても、全国を上回っている状況でございます。

それでは、教科に関する調査結果から捉えた成果や課題及び本市の児童生徒について御説明いたします。もう一度報告冊子にお戻りいただき、2ページ、3ページをごらんください。

初めに、「小学校 国語」についてです。2ページ中段、全体の傾向をごらんください。全体の傾向として、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」において平均正答率は全国を上回り、特に「読むこと」は5ポイント以上、上回りました。一方、「言葉の特徴や使い方に関する事項」については、全国を下回りました。

次に「学習指導要領の内容ごとの結果の概要」ですが、3ページの「読むこと」をごらんください。比較的できている点は、白いひし形で表しており、文章全体の構成を捉え、内容の中心となる事柄を把握することなどです。括弧の中の前の数字82.7%は本市平均正答率で、後ろのプラス5.1は、全国の平均正答率との比較を表しております。課題がある点と考える点は、黒いひし形で表しており、目的に応じて文章と図表とを結びつけ、必要な情報を見つけることなどです。

次に、「中学校 国語」についてです。冊子の4ページをごらんください。全体の傾向としては、全ての領域等で平均正答率は全国を上回りました。比較的できている点は、「話すこと・聞くこと」の話合いの話題や方向を捉えることや、質問の意図を捉えることなどです。課題がある点と考える点は、「読むこと」の文章に表れているものの見方や考え方を捉え、自分の考えを持つことなどです。

課題となった設問について、それぞれ1問ずつ取り上げ、資料1の冊子に掲載いたしましたので、資料1の2ページをごらんください。こちらは小学校の問題で、文章と図から「面ファスナー」というものが、「何をヒントに」、「どのような仕組み」で作り出されているのかを読み取り、条件に合わせて答える設問です。誤答が多かったのは、「ヒントになったこと」は書けているが、くつつく「仕組み」については答えられていないものでした。

次に、3ページをごらんください。こちらは中学校の問題で、「吾輩は猫である」の本カバーの紹介に対して、文章中から登場人物の「吾輩」が「黒」を評価している表現を引用した上で、「黒」にどのように接しているかと、その接し方について、自分の考えを条件に従って答える設問です。誤答が多かったのは、「吾輩」の「黒」への接し方に対して自分の考えが書かれているものの、根拠となる文章中の表現を引用して答えることができないものでした。

これらのことから、本市の児童生徒の傾向として、必要な情報を的確に見つけ、それらを基に考えをまとめることに課題があると捉えます。

次に、「小学校 算数」についてです。冊子にお戻りいただき、6ページをごらんください。全体の傾向として、今回の調査では、全ての領域において平均正答率は全国を上回りました。

次に、「学習指導要領の領域ごとの結果の概要」ですが、比較的できている点は、「数と計算」の示された除法の結果について、日常生活の場面に即して判断すること、7ページの「データの活用」の棒グラフから数量を読み取ることや、項目間の関係を読み取ることなどです。課題があると考える点は、6ページの「数と計算」の、小数を用いた場合についての説明を解釈し、他の数値の場合に適用して、基準量を1としたときに比較量が示された小数に当たる理由を記述することなどです。

次に、「中学校 数学」についてです。冊子の8ページをごらんください。全体の傾向として、「数と式」、「図形」、「関数」において、平均正答率は全国を上回りました。

比較的できている点は、「数と式」の、問題場面における考察の対象を明確に捉えること、9ページの「関数」の、与えられた表やグラフから、必要な情報を適切に読み取ることなどです。課題があると考える点は、「関数」の事象を数学的に解釈し、問題解決の方法を数学的に説明することなどです。

もう一度、資料1にお戻りいただき、4ページをごらんください。こちらは小学校の問題で、30メートルを1としたときに12メートルが0.4に当たるわけを、「ゆうまさんの説明」と同じように0.1に当たる長さが分かるようにして、言葉や数で説明する設問です。誤答が多かったのは、30メートルを1としたときに0.1に当たる長さが3メートルになることは記述できているものの、12メートルは3メートルの四つ分になることが記述されていないものでした。

次に、5ページをごらんください。こちらは中学校の問題で、2分を計るために必要な砂の重さを求める方法を説明する設問です。誤答が多かったのは、直線のグラフを用いることは記述しているものの、2分を計ることができる砂の重さを求めるために、座標平面上の座標を読み取ることが記述されていないものでした。

これらのことから、本市の児童生徒の傾向として、示された説明や事柄を解釈し、数学的に表現することに課題があると捉えます。

国語、算数・数学で明らかになった課題を基に、各学校の授業改善の取組を支援してまいります。

次に、学習や生活習慣に関する質問紙調査について御説明いたします。経年変化で着目してい

る質問、新型コロナウイルス感染症の影響など、新規の質問について冊子の10ページから17ページにまとめてあります。特に注目する質問について資料1にまとめましたので、こちらを使って説明させていただきます。

資料1の6ページをごらんください。初めに、全国との比較において、ICTを活用した学習状況、新型コロナウイルス感染症の影響について説明いたします。なお、今年度の新規項目につきましては、グラフ上部に黒い星印で示しております。ICTを活用した学習状況についてですが、全国と比較すると、小学校では「5年生までに受けた授業で、コンピューターなどのICTを週1回以上使用している」という質問に対して、11.7ポイント下回りました。一方、「学校で、コンピューターなどのICT機器を、他の友達と意見交換をしたり、調べたりするために週1回以上使用している」という質問に対しては、小学校、中学校ともに5ポイント以上上回りました。今年度4月から始まったGIGAスクール構想を推進していく中で、これらの質問に対して注視してまいります。

次に、7ページをごらんください。「新型コロナウイルス感染症の影響」についてですが、これらの三つの質問につきましては、全国と同程度の結果であると捉えております。本市の結果に着目いたしますと、「勉強について不安を感じた」小学校50.9%、中学校63.9%、「計画的に学習を続けることができた」小学校66.4%、中学校38.8%、「規則正しい生活を送っていた」小学校63.9%、中学校46.5%となっており、新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、児童生徒の心身のケアや学びの保障等、きめ細かく支援していく中で、これらの結果を含め、総合的に分析していく必要があると考えております。

次に、8ページ、9ページをごらんください。前回調査の平成31年度との比較において、プラス・マイナス5ポイント以上、開きがあったものについて説明いたします。初めに、マイナス5ポイント以上開きがあった質問の「今住んでいる地域の行事に参加している」、「難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦している」、「国語の勉強は好き」につきましては、要因として、コロナ禍において教育活動に制限がかかったことがあると推察しております。これらの質問につきましては、経年の変化に注視しながら慎重に分析してまいります。

次に、10ページをごらんください。プラス5ポイント以上開きがあった質問の「家で自分で計画を立てて勉強している」、「授業時間以外に普段1時間以上勉強する」につきましては、コロナ禍において家庭で過ごす時間が長くなったことが要因であると推測しております。11ページをごらんください。これらの質問は授業改善の視点に関するものでございますが、小学校、中学校ともに上がっており、特に中学校において5ポイント以上、上がっております。これらの結果から、学習指導要領における趣旨を踏まえて、各学校が授業改善に取り組んだ成果が現れていると捉えております。

次に、12ページから15ページは、平成27年度からの経年による比較をした結果でございます。12ページの「国語の授業の内容がよく分かる」、13ページの「算数・数学の授業の内容がよく分かる」、14ページの「自分にはよいところがある」、15ページの「自分の考えを深めたり、広げたりしている」などが増加傾向にあると捉えております。これらの結果につきましては、各学校において、自分の考えを工夫して発表する活動や、課題を解決するために情報を集め、整理して発表する活動など、児童生徒が主体的に学習に取り組んでいる成果であると捉えております。今後とも経年の変化の推移を注視しながら、分析してまいります。

本日、説明いたしました冊子『令和3年度全国学力・学習状況調査結果について』は、総合教

育センターホームページに掲載いたします。また、「授業改善に係る説明会」については、市内教員を対象とし、オンラインによる動画配信を予定しております。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。非常にたくさんのデータがありますので、各委員には事前にお送りして、少し目を通していただいているかと思いますが、質問や御感想、御意見等ありましたら、よろしく願いいたします。

田中委員、お願いします。

【田中委員】

非常に膨大なデータを分かりやすく説明していただいて、ありがとうございました。それから、最後のほうで御説明があったように、授業改善の成果、さらには子供たちが非常に勉強をよく分かっているとか、自尊感情にもつながるような自己肯定感の持てるような、そういう川崎になってきているのかなという希望も持たせていただきました。ありがとうございました。

三つほど確認したい点があります。一つは、本紙のA4縦長のほうですけども、数値の差がある、ない、この二択なんですけど、例えば1ページの一番下には、「全体の傾向」と書いてあって、「上記1のいずれの項目の平均正答率も全国に対して、±5ポイントの範囲内にあり、本市の結果は全国とほぼ同程度の結果であると言える。」と書かれてあるのを読むと、統計的にそのように判断されているというのか、あるいは5というのは区切りのいい数字だから、それを基準に5%以内の差であれば同等と見ていいと考えているのか、その辺りを教えていただきたい。

それと関連して、以下の部分では、最初1ページを見た限りでは、5ポイント以上の差がない場合は、ほぼ全国と同等と見ていいというような判断をしているのかと思ったら、それ以下のところは、幾ら少ない差であっても、差があるという判断をされていますよね。この辺の、どれぐらいであれば差がある、ないという判断をされているのか、その辺りがこの文章だけだとすごく混乱します。1ページの一番下がなければ、ちょっとでも差があれば、これは差があると見ていけるなというふうに思うのですが、1ページに何かほぼ同じだと書いてあるので、じゃあ5%以内の差であれば、ほぼ統計的に見ても同等と見ていいのだなという、いわゆる有意差がないと見られるのだなと思って読んでいくと、中身はそうじゃないというふうになりましたので、ちょっと気になるというのが1点です。

2点目は、全体的に見て、全国よりも良いという傾向が見られていると受け取ったのですが、平均であればそうだとすると、恐らく、とても良い子とそうじゃない子の差が多分大きいということも予想されるので、この平均が良くても、かなり下のほうで大変な思いをしている子供たちも少なくないかもしれないので、その辺りの子供に対するこれからの支援をどのように考えたらいいのか、何かお考えなり、方針があれば教えていただきたいと思います、それが2点目です。

3点目は、横長のほうの資料ですけども、6ページで、一番左が全国よりも数値が低いということで、使用頻度は低いと見られますよね、全国的に。ただ、右の真ん中のほうのグラフで見ると、他の友達と意見を交換したり、調べたりするために週1回ということで、これが高くなっているということは、量的には全国よりも若干低いけれども、使い方の質というか、いわゆる主

体的・対話的で深い学びというような考え方に沿ったような使い方ということで評価したときには、全国よりも高いと見ていいのか、その辺り、この二つの数値を見比べたときの見方として、何かありましたら教えていただきたいと思います。

以上です。

【小田嶋教育長】

今の三つ目は、ちょっと誤解があるかなと私は感じたので、その説明からお願いします。

【宮嶋カリキュラムセンター担当課長】

三つ目の質問は、一番左は5年生までに受けた授業でということで、4月からの取組が入っておりませんので、こういう数値になっているかと思われます。

【小田嶋教育長】

4月からGIGAパソコンを全員持って使っていますので、こういう形になっているということですね。

【田中委員】

なるほど。分かりました。

【宮嶋カリキュラムセンター担当課長】

恐らく、来年また同じ質問があれば、この辺も田中委員がおっしゃったように、同等になってくるのかなというふうには見ております。来年はちょっと楽しみにしております。

一つ目の御質問でございますが、文科省のほうでも、プラス・マイナス5ポイントの範囲内であれば有意差がないということが示されておりますので、本市もそれに従って分析をしております。中身のところで、田中委員おっしゃったように、少し誤解があるような表現がありますので、その辺あたりは整理して、5ポイント以上離れたものに関しては何らかの有意差が働いていると、それ以外のものに関してはあまり差がないというふうに捉え直して、表記のほうも整理し直したいと思いますので、こちらとしても5ポイントというところは、そういったところで分析はしております。

【田中委員】

分かりました。じゃあ、ちょっと補足ということで。

そうしますと、例えば15ページに、たまたま気づいたところですけど、上から3行目で、小学校は3.6ポイント、中学校は4.5ポイント高くなっているということで、これは全国との比較ですね。例えば、これについても5ポイント以内なので、統計的には有意でないと思われるのですね。ただ、これだけ見ると、高いなと思ってしまうので、ちょっとその辺り、表現に気をつけていただければと思います。

【宮嶋カリキュラムセンター担当課長】

わかりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

今の15ページの3.6と4.5は、27年度との比較なので、本市における経年の中で上昇傾向にあるということを示しているものかなど。

【田中委員】

そうですね。すみません、また見間違えました。

【小田嶋教育長】

じゃあ、二つ目の質問、上位、下位への子供たちへの支援ということで。

【宮嶋カリキュラムセンター担当課長】

本市はこれまでも、授業がよく全ての子供たちが分かる授業を実感するために様々な努力をしておりました。その中で、習熟の程度に応じたきめ細やかな指導もやっておりますので、学習の遅れが見られる児童生徒には、取り出しや、そういったところでしっかりと一人ひとりに応じた支援をしております。また、よく勉強ができる子供たちには、発展的な学習などを取り組んでまいりたいなというふうに考えております。

また、4月より配置されました一人1台端末も有効に活用しながら、すべての子供たちがいろいろな可能性を見いだせるように取り組んでまいりたいなというふうに考えております。

【田中委員】

はい、分かりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

【田中委員】

はい。

【小田嶋教育長】

他にはいかがでしょうか。

高橋委員。

【高橋委員】

調査と分析、ありがとうございました。まず、感想というか気づいたところですけど、こちら縦長の資料でいうと、9、11のところそれぞれ国語と算数の好きかどうか、好感度のデータが出ていると思うのですが、こちら全国よりは高いけれども、経年でいうとちょっと下がりぎみになっているというところは、先日の小学校5年生の川崎市の独自の調査のほうでも出ている数字だったと、同じような傾向が出ていたと思うのですが、コロナの影響とか、学習指導要領の影響とか、まだ何でかなというのが分からないところはあると思うのですが、

これから見ていっていただいて、やっぱり子供にとって好きというところって勉強を頑張ったり、楽しくなったりするというので、すごく大事なところだと思うので、また分析等、見ていっていただければなというふうに思っています。

同じように、12ページの自己有用感のところ、小学生の「自分にはよいところがあると思う」というところも、川崎市の経年でいうと、ちょっと下がってしまっているというところは、これも5年生と同じ傾向かなと思いますので、いろいろな影響はあると思うのですが、やっぱり子供にとって大事な気持ちだと思うので、上がっていくところを目指していただきたいなというふうに思っております。

幾つかの調査について、川崎市がやっている調査と質問項目をそろえている部分があると思うのですが、例えば17ページの行事のところとか、「社会をよくするために何をすべきか考えることがある」というところで、川崎の独自の調査でも同じものを行っていると思うので、例えば去年の5年生のデータと今年のこのデータを合わせると、ぴったりじゃないかもしれないのですが、その子たちの1年の変化というのが見られると思うのですが、その辺りが、もし何かもう調べられているのであれば、今お答えいただければと思いますし、これからであれば、また分析をしていただければなというふうに思います。

あと、横長の資料の算数の問題のところ、4ページのところ。私もいくつか算数の研究授業のほうに見にいかせていただいて、子供同士がこういうふうに自分の考えだけでなく、お友達の考えを説明するというような授業を何回か見させていただいています。かなり授業を見ていて、すごいなと、私たちの頃にはなかった考えですとか、活動なので、正直すごいなとっていて。なので、全国で5割の子がこれに答えられるということに、どっちかというどびっくりはしているのですが、やっぱり授業でやっていただいていることなので、それを続けていっていただいて、さらに発展していく。これをやることによって、国語力とかもついたり、論理的な考え方とか、いろいろなものにつながると思うので、引き続き授業等で指導をしていただければなというふうに思います。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。冊子の17ページのほうの市と全国との同じ質問の活用について、答えられるのか、これから分析をやるのかをお願いします。

【宮嶋カリキュラムセンター担当課長】

大切な視点だと思いますので、これから分析してまいります。

【高橋委員】

お願いします。

【小田嶋教育長】

他には。
石井委員。

【石井委員】

御説明ありがとうございました。僕もこれを読ませていただきまして、最後に、授業の改善に向けてということで、今後、いわゆる動画の配信であるとか、そういった方向で課題として挙げているものについて取り組んでいるというお話だったのですが、その動画配信というのは、何か具体的にアイデアがあるのかということ。

それから、このデータそのものは川崎市全体のものですが、学校ごとでいろいろと差があると思うのですが、これは学校ごとにその特徴が分かるような、そういったデータの分析もされているのでしょうか。

【宮嶋カリキュラムセンター担当課長】

最初の動画のことですが、文部科学省のほうでも、この全国学力・学習状況調査の授業改善のポイントの説明会を開催しておりまして、今年度は、やはりコロナ禍においてオンラインによる開催でしたので、それを担当の指導主事が聞いておりますので、今後まとめて、本市の計画と合わせて、本市に合わせたような形で授業改善のポイントを動画にして、配信していく予定でございます。

二つ目の学校ごとの分析ですが、各学校はこの結果を基に学校報告書というのを作成しておりまして、今年度はちょっと先ほど説明したように、実施時期が1か月遅れたものですから、学校報告書のほうも今年度12月中を予定しておりまして、作成を今進めているところでございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

【岡田委員】

御報告ありがとうございます。それから、川崎市の先生方の頑張りとということですか、そういうものが現れてきていて、うれしいなというふうに思っています。さらに良くしたいなという思いがあるものですから、ちょっと厳しい意見もお伝えするかもしれないのですが。

小学校6年生が1万1,000人ぐらいいて、中学生が9,000人ぐらいになりますので、やっぱり中学校のものを注目していきたいというのが、私の正直なところで。そういう視点と、それから「読書のまち・かわさき」ですので、やっぱり国語も注目していきたいな、なので前にも申し上げたように、思考は言語に影響されますので、やっぱり読書を通して考えていくというか、それを表現できるというのはとても大切で、特にこの学習指導要領の改訂に伴ってきたときの論理的な思考だとかというのを考えたときには、すごく大事な点になるかなというふうに思っています。

あと、全国と本市を対比しての評価ですが、川崎市と同じような学生数の自治体、または学校数の自治体と比べたときに、どうなのかなというのも知りたいというふうに思っています。そういうことを踏まえて、さらに私の今の勤め先のことという、これから若い先生方に対応するものになると思うのですが、私の大学に限ってかもしれませんが、今の学生さんは、何か欠点を指摘して伸びるよりは、良いところを褒めて伸びる学生さんのほうが多いのです。また、学生さんもたくさん褒めてほしいというか、そういう言い方をされているので。例えば、この結果を先生方がごらんになったり、あるいは説明をするときに、実は川崎の先生方のすばらしさとか、良さだとか、そういうところをふんだんに褒めていただくというのでしょうか、指摘していただいて、

若い先生方をどんどん伸ばしていただくと、さらにこれにつながっていくのではないかなと思います。

もう一つ、文科省は、これからこういう学習に関する調査もICTを使って、GIGAスクール構想を活かしていこうという形になると思いますので、そこら辺も踏まえながら、操作上の問題でうまく答えられなかったということにならないようにしたいなというふうにも思います。多分、川崎は大丈夫だなと思っているのですが、そんなちょっと先を読みながら、現状も踏まえながら、ぜひ先生方、特に若い先生方は学校を変えられますので、褒めていくというのでしょうか、私の大学に限ってですが、褒めて伸びていく学生さんが多いものですから、そういう傾向がもしあるかもしれないので、その辺りもぜひ目を向けていただいて、さらなる御指導をお願いしたいなというふうに、感想でございます。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

私からも一言、二言あります。まず、一つは、先ほど石井委員の質問のお答えにあった、各学校の分析、それが非常に大事になりますので、単に数値的な全国平均と比べたり、前年度と比べたりということではなくて、学校での子供たちの実態に応じた指導、支援というのをしっかり考えていくということで、今までずっと取り組んできた実績は非常に重要で大きなものがあると思いますので、今年も少し時期的には遅れますが、それを出していくということで、それをやはり家庭や地域としっかり共有していただけるような、さらに啓発というか、説明を丁寧にとということをお願いできればと思います。

あと、もう1点が、この横長の資料の12、13ページで、国語と算数・数学について、表の右下に「将来役に立つと思う」というのが、27年度から8ポイント、9ポイントずっと上がってきている、これに非常に注目しています。先ほど、ちょうど私が平成26年度にキャリア教育の担当をしていたものですから、そのときに作ったパワーポイントをたまたま先ほど見ていた中で、日本の子供たちの学習の課題という何か少しまとめた部分があって、そのもっと前のいわゆるPISAショックから、読解力も数学的リテラシーもすごく下がったところから回復していった、かなり良くなってきていた。ただ、それが将来に役立つという認識がないという、その部分が、つまり学んだことが自分の将来や仕事に結びつくという意識が低いというのが、PISAの調査だけではなく、TIMSSなんかの調査でも出ていたのではないかと思うのですが、そこを先ほどちょうど見ていたものですから、それが一つの課題だということで。川崎の場合、キャリア在り方生き方教育を28年度から全校実施ですずっとやってきて、そのことの影響もあるのかもしれませんが、この国語や算数・数学が自分の将来に役に立つというのが確実に上がってきているというのは、非常にそういった意味では、当時の課題に対して実績が少しずつ積み重なってきているのかなと思います。この辺のところは非常に評価していきたいなと思うし、そういった部分を我々だけではなく、学校現場でも日々やっていただいている教育活動がそういう形で表れて、数値的にも表れてきているということをやっぱり理解していただきながら、さらに進めていただくということで、また効果が上がっていくのかなと思います。そんなことを感じましたので、少しお話しさせていただきました。

では、高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

すみません、聞き忘れたことがあります。先ほど、田中委員のお話の中で、よくできる子とできない子のカウントはなさっていると思うのですが、正答率の分布としては、一番怖いのは二極化するということと、下の山がどんどん下がっていくということが、全体として考えたときに怖いというふうに思っているのですが、その分布の大まかな様子と、あとその分布の図がもし経年で分かるのであれば、下のほうは下がっていませんよとか、そこら辺のお話って何かありますでしょうか。

【宮嶋カリキュラムセンター担当課長】

本市の分布に関しては、例年全国と同じような形になっております。まだ経年との比較の分析まではしておりませんので、今後分析してまいりたいと思います。

【高橋委員】

特に二極化しているということはないですか。

【宮嶋カリキュラムセンター担当課長】

していることはないです。

【高橋委員】

分かりました。できれば、その山が上に上がるように先生方にも頑張ってもらいたければというふうに思います。よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

それではよろしいでしょうか。

田中委員。

【田中委員】

今日頂いた資料は、もう公表段階のものでしょうか。

【宮嶋カリキュラムセンター担当課長】

はい。

【田中委員】

じゃあ、これ我々が他の人に見せて、説明することも可能ですか。はい、分かりました。

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 4について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 4は承認いたします。

報告事項No. 5 令和2年度川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校等の状況調査結果について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 5 令和2年度川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校等の状況調査の結果について」の説明を、指導課担当課長、お願いいたします。

【南谷指導課担当課長】

それでは、よろしくお願いいたします。

令和2年度川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校等の調査結果につきまして、御報告させていただきます。お手元の資料は、文部科学省による「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」に合わせ、神奈川県が実施した「令和2年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」における本市の状況をまとめたものでございます。なお、先日、10月13日に文部科学省及び神奈川県の報道発表に合わせ、本市におきましても同日に報道発表し、報道発表資料は委員の皆様へ報道発表当日に送付させていただきました。

それでは、資料に沿って御説明させていただきます。資料の内容は、「暴力行為」、「いじめ」、「長期欠席」の調査となっております。表紙をおめくりいただき、1ページから2ページをごらんください。1ページには、本市における「暴力行為の概要」と「いじめの概要」、2ページには、「長期欠席の概要」を記載しております。具体的な内容につきましては、3ページ以降の資料にて御説明いたします。

それでは、1枚おめくりいただき、3ページをごらんください。市立小・中学校における暴力行為の状況について御説明いたします。(1)は、過去5年間の「暴力行為の発生件数の推移」を示しております。小学校における暴力行為は、令和2年度は129件で前年度と変化はありません。一方、中学校における暴力行為は150件で77件減少しております。

次に、(2)は過去5年間の「暴力行為の形態別発生件数の推移」をまとめたものでございますが、小・中学校ともに最も多いのは2段目の「生徒間暴力」で、令和2年度、小学校は54件、中学校は98件で、全体の占める割合は、小学校では約4割、中学校では約6割が生徒間暴力でございました。

4ページにまいりまして、(3)は過去3年間の「学年別加害児童生徒数の推移」をまとめたものでございます。また、下の(4)は、過去5年間の「繰り返し暴力行為を起こした児童生徒数の推移」でございます。令和2年度、小学校は4人、中学校は0人でありまして、いずれも前年度より減少しております。(3)の学年別加害児童生徒数の推移を見ますと、小学校2年生と3年生の増加が目立ちますが、子供たちが進級していくことを考慮し、表を斜めに見て読み取ると、むしろ今年度の小学校4年生が昨年度までと比べて大きく増加していることが分かります。もと

もと、小学校の中学年はギャングエイジとも呼ばれ、子供たちの成長過程において閉鎖的な子供の仲間集団が発生し、付和雷同的な行動が見られる時期であり、仲間同士でのトラブルが増加する傾向がありますが、昨年度の新型コロナウイルス感染症による学校生活の変化がどのように影響しているのかについては、注意深く見守る必要があると考えております。

また、今回の調査では、繰り返し暴力行為を行った児童生徒の数が小学校・中学校ともに減少しておりますが、この傾向が継続できるように、これまで以上に児童生徒の心情を理解するとともに、より良い指導の在り方を学校と協議し、関係機関との連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

2枚おめくりいただき、6ページをごらんください。市立小・中学校における「いじめの状況」でございます。(1)は、過去5年間の「いじめの認知件数の推移」でございます。令和2年度のいじめの認知件数は、小学校が3,688件で前年度から339件減少しております。また、中学校は260件で前年度から89件減少しております。昨年度は、新型コロナウイルスの関係で長期間に及ぶ臨時休校があり、また、学校再開後も新しい生活様式に基づき、学校生活が大きく変容したことが影響しているものと考えられます。生活環境が変化し、児童生徒の間の物理的な距離が広がったこと、日常の授業におけるグループ活動や学校行事、部活動など、様々な活動が制限され、直接対面してやり取りをする機会やきっかけが減少したこと、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による偏見や差別が起きないように、学校において正しい知識や理解を促したこと、これまで以上に児童生徒に目を配り支援・指導したこと等が、いじめの認知件数の減少に影響したものと考えられます。一方で、子供たちの友人との関わり方や行動様式が大きく変化し、発見できていないいじめがある可能性にも考慮し、引き続きいじめの早期発見、積極的な認知、早期対応に取り組んでいくことが重要であると考えます。

1枚おめくりいただき、7ページをごらんください。下段の(4)は、「いじめの態様別認知件数」でございます。いじめの態様別で一番多いのは、1段目の「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる」となっております。これは「いじめ防止対策推進法」におけるいじめの定義が、いじめを広く捉える立場に立っており、このことが学校に浸透してきたことが要因の一つと考えられているところでございます。

次に、8ページをごらんください。(5)は、「いじめの発見のきっかけ」でございますが、「学校の教職員等が発見」したものを上の段に、児童生徒や保護者など「学校の教職員以外からの情報により発見」したものを下段に示しております。小学校では、上段の「学校の教職員等が発見」したケースの内訳の一番下、「アンケート調査など学校の取組による発見」が最も多く、次いで、「学校の教職員以外からの情報により発見」したケースの内訳の一番上の「本人からの訴え」が多い状況でございます。また、中学校では、下段の「学校の教職員以外からの情報による発見」の一番上の「本人からの訴え」が最も多く、次いで、その下の「本人の保護者からの訴え」が多くなっております。

1枚おめくりいただき、9ページをごらんください。(7)は、過去5年間の「いじめの解消状況の推移」でございます。下段の四角囲みにありますように、いじめが解消している状態とは、少なくとも二つの要件が満たされている必要がございます。一つ目は①の「いじめに係る行為の解消」で、少なくとも3か月間、止んでいる状態が継続していること、二つ目は②の「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」でございます。なお、(7)の三つの各表の右端の欄の数字は、令和2年度に認知したいじめの解消率の追跡調査の結果でございます。調査の対象とな

る年度末の時点からおよそ3か月経過した今年度7月20日時点における、小・中学校のいじめの解消率を合わせると90.3%でございました。学校が児童生徒の進級・進学に際して、前年度の引継ぎを基に学級編制替えて配慮をしたり、担任が変わっても継続的に支援を継続したりしていることがこの数値からも伺えます。

10ページをごらんください。(8)の「学校におけるいじめ問題に対する日常の取組」でございますが、各学校におきましては、いじめの対応について、学校と家庭だけでの対応にとどまらず、関係機関等との連携協力を努めているところでございます。

2枚おめくりいただき、12ページをごらんください。市立小・中学校における長期欠席の状況でございます。(1)は、過去5年間の「理由別長期欠席者の推移」を示しております。令和2年度、小学校の不登校児童数は807人で前年度から107人増加し、中学校は1,370人で19人減少しております。なお、今回の調査では、「欠席日数」及び「出席停止・忌引き等の日数」の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒について調査しており、その中で長期欠席の理由に「新型コロナウイルスの感染回避」の項目が追加され、小学校で190人、中学校が119人となっております。また、「その他」の項目の主な内容は、保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心等の家庭の事情から欠席している者やインターナショナルスクールへの在籍や外国での長期滞在で欠席している者等でございます。

次に、(2)は、過去5年間の「不登校児童生徒数の推移」でございます。また、下段に過去10年間の推移をグラフに示してございますが、令和2年度の不登校児童生徒数は、小学校では引き続き増加傾向、中学校では若干の減少となりました。

1枚おめくりいただき、13ページをごらんください。(3)は、過去5年間の「学年別不登校児童生徒数の推移」でございます。中段のグラフにありますように、年齢が上がるに従って、不登校児童生徒数が増えていく傾向がございます。

次に、14ページをごらんください。(5)は、令和2年度の「不登校の要因」をまとめたものでございます。主たる要因といたしましては、小・中学校ともに、右から二つ目の本人に係る状況の「無気力・不安」が最も多く、次いで、小学校では右から五つ目の「親子の関わり方」、中学校では右から三つ目の「生活リズムの乱れ、遊び、非行」、左から二つ目の「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が多くなっています。

(6)は、過去5年間の「指導の結果、登校できるようになった児童生徒数の推移」でございまして、表の右下でございますが、令和2年度は小・中学校全体で31.1%となっております。

不登校の要因は多様であり、複合的な場合も少なくありませんので、多様な学びの場における支援を行っていくとともに、各学校が不登校傾向の見られる児童生徒一人ひとりに寄り添った登校支援を行い、全ての児童生徒が安心して学べる魅力ある学校づくりの推進に努めてまいります。また、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒や保護者の意思を十分に尊重しつつ、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すよう努めてまいります。

2枚おめくりいただき、16及び17ページは「参考資料1」といたしまして、神奈川県「暴力行為」、「いじめ」、「不登校」の地域別の状況でございます。16ページ、上の表の1の地域別の「暴力行為の発生件数」では、川崎市は上から2段目でございますが、1,000人当たりの件数は、他都市と比べて非常に低い状況でございます。

1枚おめくりいただき、18ページは、「参考資料2」といたしまして、国の「暴力行為」の状況をまとめたものでございます。平成29年度を境に、小学校における発生件数が中学校の発生件数を上回っており、現在では、中学校の倍近い数に上がっております。この状況は、16ページ、1の県全体の暴力行為の発生件数の状況も同じ傾向を示しております。一方、本市におきましては、29年度以降も小学校の発生件数が中学校の発生件数を下回っている傾向が続いており、先ほど申し上げたとおり、1,000人当たりの発生件数におきましても、県内の他地域と比べて低い値を示していることと併せて考えますと、本市における小学校への児童支援コーディネーターの全校配置とそれに基づいたケース会議等での個別支援の効果が現れているものと考えているところでございます。

19ページをごらんください。国の「いじめ」、「不登校」の状況でございまして、上段の「いじめの認知件数の推移」や、下段の「不登校の状況」のグラフをごらんいただくと分かるかと存じますが、全国の調査結果も本市と同様の傾向が見られました。特に、不登校の状況につきましては、小学校の不登校児童数が5年間で倍増しているという傾向は、全国、県、本市ともに同様でございまして、小学校における不登校対策の充実が急務となっております。

最後になりますが、今回の調査結果からは、新型コロナウイルス感染症によって学校や家庭における生活や環境が大きく変化し、子供たちの行動等にも大きな影響を与えていることが伺えます。いじめの認知件数や暴力行為が減少したとはいえ、学校生活における様々な活動の制限は、本来子供たちが得られるはずだった学びの機会や経験が減少した可能性を含んでおり、必ずしも肯定的に捉えることはできないと考えております。また、人と人の距離が広がる中、不安や悩みを相談できない子供たちがいる可能性があること、子供たちの不安や悩みが従来とは異なる形で現れたり、一人で抱え込んだりする可能性があることにも考慮する必要があり、引き続き、周囲の大人たちが子供たちのSOSを受け止め、組織的対応を行い、必要に応じて外部の関係機関につなげて対処していくことが重要であると考えます。このため、個々の児童生徒の状況に応じた必要な支援や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び関係機関との連携による教育相談体制の充実を図ること。また、問題行動や不登校等に対する未然防止と早期発見・早期対応に取り組み、家庭・地域社会等との連携をこれまで以上に推進してまいりたいと考えます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。こちらのデータも膨大ですので、事前にお送りして、少し目を通していただいていると思います。先ほどと同様、質問、御意見、また御感想等ありましたら、よろしく願います。

田中委員、どうぞ。

【田中委員】

どうもありがとうございました。特にこの後ろの資料ですね、県内の他の地域とか、あるいは全国と比べて、川崎は非常に暴力行為等が少なく、これは取組の成果であるという説明はよく分かりました。ありがとうございました。

質問は、定義上の問題だけですが、2点ほどお聞きしたいと思います。

まず、特に暴力行為のほうですけれども、「学校における」というのは、いわゆる敷地としての学校内という捉え方なのか、あるいは、登校から下校までという時間で切った学校なのか。例えば、放課後の校庭開放で、子供が校庭で何かを壊したのは入るのかとか、あるいは休日に公園で何か壊したのは入るのかとか、どういう点まで含んでいるのかというのを教えていただけるとありがたいと思います。それが1点目です。

もう1点は、14ページのところで、「指導の結果、登校できるようになった児童生徒数の推移」とありますが、この「指導」というのが、学校の先生方の指導というものと、あるいは、不登校の子が教育委員会のほうで提供している教室がございますね、あちらのほうの指導も含むのか、あるいはどちらかなのか。指導というのは、どなたの指導まで含むのか、教えていただけますでしょうか。

【南谷指導課担当課長】

まず、暴力行為については、学校の帰りか、学校の帰り以外、いずれで発生した場合にもかかわらず、学校の児童生徒が行った暴力行為を対象とするとなつてございますので、広く捉えて調査をかけているところでございます。

【田中委員】

そうすると、例えば休日に公園で何か壊したのも入る。

【南谷指導課担当課長】

それを学校が把握した場合には同様でございます。

それから、「指導の結果、登校できるようになった児童生徒数の推移」、14ページの6でございます。これにつきましては、やはり学校の教員だけではなく、広くその児童生徒に関わる者、それから本市におきますと、総合教育センターの教育相談センターですとか、そういった教育機関の関わりも含めた数でございます。

【田中委員】

はい、分かりました。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

【田中委員】

はい。

【小田嶋教育長】

他には、いかがでしょうか。

高橋委員。

【高橋委員】

まず、質問を2点させてください。調査、ありがとうございました。

まず、質問ですけれども、7ページに「いじめの学年別認知件数」というのがあるのですけれど、今ある重大事態の件数を教えてくださいというのが一つ。

それから、12ページの長期欠席の状況のところ、例えば、長期欠席している中でフリースクールに通われているとか、あと、ゆうゆう広場に行っているとか、学校以外のところで居場所を見つけて通ったりできているというような子どもの調査みたいなものというのにはできているのか。まず、その2点を質問させてください。

【南谷指導課担当課長】

重大事態については、現在かかっている中で、小学校時代のものが2件、それから中学校のものが1件となっております。

それから、フリースクールについては、統計は取っております。この資料には掲載しておりませんが、統計は取っております。ここではフリースクールやその他相談機関等にどれぐらいかかっているか、医療機関にどれぐらいのお子さんがかかっているかといったところも調査の対象になってございます。

以上でございます。

【高橋委員】

2点目の回答で、フリースクールとか、学校には行けていないけれども、他の居場所をとというようなお子さんって大体どのぐらいの割合でいらっしゃいますか。ざっくりで大丈夫です。

【佐藤総合教育センター所長】

ゆうゆう広場に関してはセンターで調査をしているのと、具体的にどのフリースクールに行っているかというところを、今年、全部の小学校と中学校で調査しております。ただ、今、手元にありませんので、再度御報告させていただくような形を取らせていただければと思います。

【田中教育政策室長】

ゆうゆう広場は6か所あるのですけれども、二百数十名、毎年登録があるぐらいと把握しています。

あと、フリースクールは、先ほど所長から回答ありましたとおり、今年、初めてどこのフリースクールに通っていますかという調査を学校向けにいたしまして、いろいろなフリースクールに通っているという報告が上がっているところでございます。

【高橋委員】

ありがとうございます。夏休み以降、不登校のお子さんがいらっしゃる親御さんとお話する機会があったり、実はコロナもあって、なかなかお話しできなかったおうちのお子さんが不登校らしいよというお話を聞くというようなこともありまして。自分の子供も割と学校に行けなくなってしまふようなこともあるので、どうしていったらいいのかなというのをこの資料を頂いてから私もずっと考えてはいるのですけれど。フリースクールのことを聞いたのは、やっぱり学校に行かなくてはいけないという気持ちを持つことが、良いほうに働く場合もあるし、子供と親を追

い詰めて、より状態を悪くしてしまうことがあるというのは、自分の経験でも、皆さんのお話を聞いていても、すごく感じる場所です。なので、こういうデータのとくに、でも学校に行っていないなくても居場所を見つけて、元気に過ごしているよというお子さんの存在とかが何かしらのデータなりで出てくるとというのが、学校へ行けなくて追い詰められているお子さんだったり、家庭への希望というか、そういう励ましみたいなものになるのかなと思ったので、ぜひ検討いただければと思います。

不登校については、100人当たりになると大体5人ぐらいだったと思うのですが、データで見ると数になるのですが、やっぱりそういう親御さんとお話しすると、それぞれの御家庭で、多くのお子さんは学校に行けないことにとっても苦しんでいらっしゃるし、親御さんも、どうしてあげたら学校に行かせるということではなくて、どうしたら自分の子供が自分の人生を楽しく元気に過ごせるかということをすごく悩まれている、昨年度のこの調査のときに、教育長がアンテナからソナーへというお話をしてくださって、今回報告書にもそれが書かれています。最近、自分の子供のことでいうと、いろんな悩みがあるのですが、なかなかそれを周りに相談してくれない。なので、例えば、じゃあ私に言ってくれる分にはまだよいのですが、じゃあ学校の先生に相談してみたらというような、こちらで提案をしても、いやそれはちょっとと言われることが多くて。特に中学生とか思春期のお子さんというのは、周りに助けを求めるとというのが難しいお子さんもいるのかなと。ただ、去年も話題になったと思うのですが、報告書の8ページのところで、いじめの発見のきっかけというところで、本人からの申告が多くなったとかというところは、情報を集めるためのいろんな仕掛けを工夫してくださっているというお話は去年も頂いていたので、今年もこの本人から訴えられるということは、言いやすい環境はできているということで、非常にいじめについてはいいかなと思うのですが、不登校については、子供自身もどうして自分がいけないのかとか、例えば14ページのところにある「本人に係る状況」というところで、無気力とか不安というのが出ているのですが、やっぱり中学生でもどうして自分はそういうふうにならなくなっているかということは把握ができない。だから、どうしていいかわからない。子供から言われないと、周りも何をしてあげたらいいかわからないとか、どういう支援をしていいかわからないというような状態に陥ることが多くて、そこを、例えば親と子供だけの関係でも駄目だし、学校と先生、例えば担任の先生だけと子供の間とかでも多分駄目で、いろいろな方が関わっているいろいろな面から見て糸口とか助け舟を出してやっていくことがいいのかなといういろいろ考えて思ったところで、なので最後のほうで教育の相談体制を充実していきたいというお話を伺って非常にありがたいなと思いましたし、特に中学校については、不登校のお子さんも多いですし、なかなか問題も複雑になって難しいところが増えてくると思うので、スクールカウンセラーの充実とかさらにやっていただけるといいなと思いました。すみません、コメントがすごく長くて。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。他には、いかがでしょうか。

【岡田委員】

報告ありがとうございます。暴力行為が減っているのはすごく良いのですが、身体接触を伴ういろいろな感情の処理ができないお子さんが増えると、私たちのほうでは、小爆発がある限り大

爆発はないだろうと言われていたのですが、もしかすると、いきなり殺人のようなものになってしまう可能性があったり・・・すみません、暴力が良いと言っているわけではないのですが、そういう身体の接触を伴うようなものというのも何か工夫していかなくてはいけないかな、と同時に、社会的にSNS上ですごい趣味の合う人たちの中だけで、つまり自分と同じ人たちだけで仲間をつくっていますので、それ以外の人との関係づくりがすごく難しくなっているのだらうなという、そういう状況も考えていかなくちゃいけないかなというふうに思いました。

それから、いじめですけれども、いろいろな報告があるのですが、教職員が発見する割合と教職員以外が発見する割合で、教職員以外が発見する割合の高いところのほうが実はいじめの解消とかいじめから重大事態にいかないとかという報告も出始めていて、すべてが教員だけに頼るのではなくて、子供が子供に対応していくとか。それから、これは、外国の例ですが、いじめの場合は、いじめをした側のケアがとても大事で、その子の心のケアをしない限り繰り返す可能性があるということで、いじめをしている側の子のケアをすごく大事にしている国もあるのですね。日本はまだそこまでいってなくて。私の経験でいくと実は社会人になって部下を持ったとき、そのいじめをした側の方がすごい心の葛藤を抱えてしまうようなこともありますので、そういう視点も必要かなというふうに思いました。

それで、いじめがきっかけで自殺というようなことにならないことを願うのですが、最近の報告では子供たちが鬱的な状況になっていて、子供の自殺って突発性なものですから、鬱的になって6日以内に自殺する割合が非常に高いというのが言われ始めているのですね。自殺は、誰にでも起こるという前提に立っていかないとなかなか厳しいなということがあるかと思います。そういった意味でいじめに対しても、学校と保護者だけではなくて地域社会をいかに巻き込んでいくかというのは、すごく大事な視点じゃないかなというふうに思いました。

最後、不登校ですが、私は、大前提として、もう不登校という言葉では駄目だというふうに思っているのです。もちろん、国は不登校できていますからそれでいいのですが、不登校の中身がものすごく多様化してしまって、背景として考えられるものとして、例えば、いじめがあるかもしれないし、発達の生きづらさもあるし、精神的な病理、つまり15歳ぐらいから29歳が一番精神疾患の発症の割合が高いわけでありまして、それから子供の鬱病というのも明確に言われるようになりましたので、そういう精神病理、それから、友達や教師との人間関係、それからトランスジェンダーの問題、学業、部活動、ゲーム依存、虐待、いわゆるそこでいうマルチトリーメントですけども、それから貧困とかヤングケアラーの問題が全部不登校で包含されちゃっているのですね。本市は、キャリア在り方生き方教育で教育機会確保法ができて不登校を問題行動と捉えないでほしいとか、あるいはキャリアという社会的な自立、不登校だけを捉えるのではなくて不登校の方が社会的自立にどうつなげるかということが大事だということが言われているのですけれども、やっぱり発達課題として捉えていただいて、その方が抱えた不登校の問題を発達課題としてどう解決していくのか、そのために学校と保護者の方というのは何ができるのかと。もっと具体的に言っちゃうと、パーソンスペシフィック、個に応じた対応をしていかないと不登校は改善していかないのだらうなというふうに思っています。さらに、先ほど高橋委員が言われたかもしれないのですが、最初の段階では保護者への対応が絶対的に大事で、どうしても子供たちのほうにいつてしまうのですけれども、保護者の安定というのがすごく大事なんじゃないかなというふうに思います。

元に戻りますが、不登校に関しては、国が言っている不登校というくりだけではなくて、川

崎市のことを考えたときに、今言ったような様々な要因があるので、それに対する対応をどうするかというのも具体的に始めていかないと、不登校全体の改善が行われたいのではないかなと思いました。その意味で、例えば、14ページの「不登校の要因と分類」が書いてあるのですが、多分これは、初期段階での要因だと思うのですが、5年経った本人が5年前の自分の不登校のことを考えたとき、本当にこの要因だったのか、変わったのか。少し違う答えが国の統計では出ているのです。2014年か何かに出した統計でいくと、5年後の不登校のきっかけとかというのが、ここに出ているようなものと少し変わってきたりしていて、つまり、現状をどう見るかというのがすごく大事で、そこを踏まえた上で手当てをしていくと、対応をしていくと。つまり、一番言いたいのは、川崎の現状をしっかりと見た上で、川崎独自の対応というのでしょうかね。全国の良い例は参考にしますが、川崎でしかできない。もっと言うと、先ほど言ったキャリア在り方生き方教育をもっと活かすと不登校の改善につながっていくのではないかなと思うので、そういう広がりがあるというか、可能ならば内閣府の危機管理監みたいな人がいて、様々な状況に応じて対応をできるようにするみたいな。この不登校はもしかするといじめにつながって、もしかすると自殺につながってしまうみたいところを、各学校に全部お任せしていると、なかなか学校で対応しきれないのではないかなと思うので。壮大なことを言い過ぎちゃって申し訳ないのですが、一番言いたいのは、やっぱり川崎の現状をどういうふうに捉えて川崎独自の対応の仕方というものをみんなで知恵を絞って工夫をしていかないと、改善がされていかないのかなという思いがありました。

感想というか自分の意見みたいなのを言い過ぎてしまった気がするのですが、そういう思いがあるものですから、ぜひ一緒に考えていきたいなと思います。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。不登校に対する理解は、本当にまだまだ我々もそうだし、現場でもしっかりとやっていかなければいけないし、先ほど相談体制のこともあって、スクールカウンセラーやSSWも、私も本当にこの体制を充実させるのは大事だと思うのですが、毎回言っておりますが、まず担任が子供たちにしっかりと向き合い、担任に相談ができる人間関係とか、来たときにそれを受け止める技術とか、そこの部分の底上げも本当に大事だと思いますので、総合的に不登校に対する対策というのは、もっとしっかりとやっていかなきゃいけないと思っています。

石井委員はいかがでしょう。

【石井委員】

先ほどソナーのお話が出ていまして、教育長がおっしゃったように先生が子供たちに電波を発信して、その反応は非常に微弱な子もいると思うのです。すぐ相談に来る子もいるだろうし、アンケートの中で答える子もいるだろうし、なかなかそれを探知しきれないという部分がどうしてもあると思うのです。

教職員の採用のお話もありましたけども、若い先生が増えてくると、探知の仕方というか、発信の仕方というのがまだ十分に経験も不足していると、いろいろな引き出しも少ないと思うのです。ですから、そういった点をぜひ経験豊かな先生方、先輩がそこをカバーしながら子供に対する探知の仕方、探知という言い方はおかしいのですが、働きかけをいろいろな多様化に即

した形で一人ひとりに対して細かい接し方というのは、大切になってくるのだろうなというふうに感じています。このいじめ発見のきっかけでもやっぱり先生に対する相談というのは多いですから、まさに核になるところですよ、第一次的には。ですから、そういった能力というか経験というのを積むためにもいろいろなベテランの先生との協力というのが学校内では大切ではないかなと感じています。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

【岡田委員】

すみません。ちょっといいですか。

二つ思い出したことがあるので、大前提ですけど、面白い授業、楽しい授業、学校へ行きたいな、あの先生の授業を聞きたいなという、それはやっぱり大前提だと思うので、そこは、川崎の先生方で共通理解をして、面白い、楽しい授業、ためになる授業と言いますかね。これは絶対に外せないものだというふうに思いました。

それから、もう一つ、他の都道府県で出てきている事例ですが、給食がおいしかったので不登校にならなかったという事例が出始めています。まだエビデンスとして示せるほどのデータが出ているわけではないのですが、やっぱり学校教育というのは、全体のいろんなところでいきますので、給食も、つまり食育もすごく大切なものになっていく可能性があるのです。子供の鬱的なものを改善していくものとして、今言われ始めているのは、たんぱく質と鉄分です。これがふんだんに入っているお食事を毎日食べている子は、鬱的なものが防げる可能性があるとか言われ始めているのです。あと、おいしい給食を食べたいから学校へ行っているという子がいるというのが最近食育学会とかで出始めているので、そういうアプローチもありかなというふうに思いましたので、総合的にいくのだろうなというふうに思いました。その二つ思い出したので。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。私から1点だけ、9ページのいじめの解消率のところ、令和2年度から令和3年7月20日時点でのということ、先ほど説明がありました。どの表を見ても、70%台のものが7月には9割以上ということになっている。これは、良いことではあるのですが、逆に言うと、1割まだ解消していない。その原因は何かというと、下の四角囲みの①、②の、①は当然なくなっているはずですけど、②の部分が解消できていないということなのかなと思います。つまり、被害者がもういじめはなくなって、行為としてはなくなって、指導も入って、謝罪もして、大体そういうふうになっているのだけど、被害者が、いや僕はまだ納得できないとか、あるいは親が納得できないとか、そういった部分で非常にいじめの解消に至らないケースというのが恐らく増えているのだろうなと思います。その解決に向けて日々学校も頑張っていると思うのですが、そういった部分で特に小学校の低学年でもものすごく増えている。1年生、2年生でいじめが増えているということで、それは、いじめの定義の変化でもあるのですが、学校現場としては、非常にその辺で苦慮をしているという現実もあるのかなということが、この数字からも伺えるなと思います。これが100になるように日々取り組んでいると思うのですが、その辺について何か事務局でコメントがあればお願いしたいと思います。

【南谷指導課担当課長】

やはりいじめの解消については、解消率100%を目指すというのは、大きな目標にはなると思うのですが、やはりいじめられた経験を持つお子さんの心の傷というのは、そうそう簡単に埋められるものではないのだ、ということも我々はそこをしっかりと胸に刻みながら未然防止に取り組んでいくということも必要になってくると思います。その辺もこういった調査の結果を学校にフィードバックする際に、先生方に、だからこそ未然防止が大事であって、日常的には人間関係づくりであったりとか、子供たちと先生との関係づくりであったりとか、そういうところに力を注いでほしいということを伝えていこうというふうに思っております。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。
高橋委員。

【高橋委員】

岡田委員の先ほどの発言に思ったことがあったので。楽しい授業が一番ということで、もちろんそれもありますし、やっぱり学習障害的なもので授業の内容が全然分からないということも結構見えてはいるのだけれども、大きな問題として持っているお子さんもいらっしゃるということと、あとそれに対して、まだ対応をしきれていないのではないのかなというふうに、学習障害的なものは新しい問題なので、ICT機器とかも入ってきているので、もっと活用していただいて、助けがあれば理解が進むというお子さんをもっと拾っていくということも少し考えていただきたいなということと、給食がおいしいと学校に行きたいというのは、うちの子もそういう子がおりますし、やっぱり食というのは、すごく気持ちを明るくしたり体をつくったり、心もつくっていくものだと思いますので、全面的に賛成したいなというふうに思います。

それから、今教育長がおっしゃっていたいじめの解消率というお話で、先ほど心の傷が深いというお話があったのですが、本当に行為がなくなっても、なかなかそれを安心できないというか、自分がもうそういう嫌な目に遭わないと思うまでにかなり時間がかかるというところはおっしゃるとおりで、私も自分の子供の経験でもそうですし、平気だったのだけれども、またいじめとかじゃないのだけれども、似たような経験を思い出してしまってフラッシュバックのような形になってしまって、学校に行きづらくなってしまいうことを繰り返すようなこととかもあるので、その辺りも先生方に御理解をいただけるといいなと。

報告書の最初のところ、1、2ページに、いじめについてはいろいろ研修をしていただいて先生方にもかなり理解を深めていただくということが書かれていますし、そうだろうと思うのですが、教育長が先ほど先生方の不登校への理解というお話がありましたけれども、なかなか親もそういう子供に接していて、頭では分かっているのだけれども、厳しく言ってしまったり無理強いをしてしまったりということがやっぱり起きるのですよね。なので、先生方も日常いつも生徒さんに接していると、頭では分かっているもとか、理解するつもりでもおざなりになってしまうというようなこともあるので、繰り返し先生方にも不登校ですとかそういうことの捉え方とかということも伝えていっていただければと思います。よろしくお願いします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

それでは、この報告事項No. 5について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 5は承認といたします。

7 議事事項 I

議案第28号 令和4年度川崎市立高等学校入学定員について

【小田嶋教育長】

続きまして、議事事項 I に入ります。

「議案第28号 令和4年度川崎市立高等学校入学定員について」の説明を、指導課担当課長、お願いいたします。

【五味指導課担当課長】

それでは、議案第28号「令和4年度川崎市立高等学校入学定員について」、御説明いたします。既に令和4年度の「川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱」につきましては、4月の教育委員会定例会におきまして議決いただいておりますので、本日は「川崎市立高等学校の令和4年度の入学定員」についてお諮りいたします。

議案の説明に入る前に、資料の説明をさせていただきます。「議案第28号 資料」1ページ目の「資料1」をごらんください。初めに、県内の公立中学校卒業予定者数についてでございますが、上の表の太枠の「令和4年3月」の欄にあるとおり、神奈川県全体では、今年度の公立中学校の卒業者数を、前年度より1,920人増の67,079人と見込んでおります。川崎市内におきましても、前年度より291人増の9,917人と見込んでおります。下の表をごらんください。県内の公立中学校卒業者の進路状況別進学率についてでございますが、表の右側の太枠にありますように、令和3年3月卒業生につきましては、全日制への進学者は58,818人、進学率は90.3%となり、7年連続で90%を超えている状況でございます。

1枚おめくりいただき「資料2」をごらんください。神奈川県における公立高等学校の入学定員計画は、公立高等学校の設置者及び私立高等学校の代表者で構成される「神奈川県公立高等学校設置者会議」において本年9月7日に策定されました。こちらの「資料2」は、同会議における資料を基に作成したものでございます。(1)にございますとおり「全日制進学率の向上を推進するため、公私各々が自らの責任として実現を目指す定員目標を明確にした上で、その実現に最大限の努力をする」という考えに基づくものでございます。公立高等学校全日制的目標設定に当たりましては、(3)にございますとおり「公立中学校卒業予定者の動向に対応できるよう定員枠を確保する」とし、入学定員目標を40,350人程度としたところでございます。これ

により下の表の太枠にありますように、県内公立の進学率は、前年と同程度の約60.2%が目標値となります。

次ページ以降には、「参考資料1」といたしまして「令和3年度川崎市立高等学校入学者選抜結果」、「参考資料2」といたしまして「令和4年度川崎市立高等学校における募集形態」を添付してございますので、後ほど、御参照いただければと存じます。

それでは、令和4年度川崎市立高等学校入学定員につきまして提案させていただきますので、議案書にお戻りください。

初めに、「1 全日制課程」の入学定員についてでございますが、県内の公立高等学校の目標値に合わせて、神奈川県、横浜市、横須賀市と協議・調整しながら設定をいたします。令和4年度入学者選抜における定員につきましては、神奈川県全体の公立中学校卒業予定者数が増加することが見込まれますが、川崎市立高等学校におきましては、学校施設等の規模を考慮し、全日制全体における入学定員の合計を前年度同様の1,240人といたします。なお、川崎高等学校普通科につきましては、併設の附属中学校からの入学者を入学定員に充てるため、入学者の募集は行いません。

次に、「2 定時制課程」の入学定員についてでございますが、先ほど御説明したとおり「神奈川県公私立高等学校設置者会議」において、「全日制進学率の向上を目指すこと」を目標としており、その結果として、定時制に欠員の生じる傾向がございます。その一方で、定時制進学希望者へのニーズにもしっかりと対応していくことが求められております。定時制への進学率は、予測が立ちにくい面もございますが、今回の入学定員につきましても、前年度同様の350人といたします。なお、川崎高等学校普通科の夜間部につきましては、前年度より募集を停止しております。今後、受検生である中学生に対しましては、神奈川県、横浜市、横須賀市において定めた定員も含めて、県内公立高等学校の定員として「志願のてびき」等を利用し、お知らせいたします。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問でございますでしょうか。特によろしいですか。

田中委員。

【田中委員】

御説明ありがとうございました。

まず、議案第28号によると、入学定員の数は、令和3年度と変わらないということですね。一方、資料のほうで、公立の高校に対する進学者数というのが若干増えるという見方でよろしかったでしょうか。令和3年の3月で次が令和4年の4月ですよね。1,000人ちょっと増える。ただ、市内の公立高校への進学者数というか、志願してくるという数がそれほど多くなる見込みではないから定員については同じ数でいくという考え方だという理解でよろしいですか。

【五味指導課担当課長】

公立高校全体で40,350人程度を目標としておりますので、川崎市内には市立だけではなく県立高校もございますので、神奈川県と協議をしながら設定しています。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。

【田中委員】

はい。

【小田嶋教育長】

他にはよろしいですか。

それでは、議案第28号は、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第28号は、原案のとおり可決といたします。

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定しましたとおり、これからは非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退室いただくよう、お願いいたします。

<以下、非公開>

8 報告事項Ⅱ

報告事項N○. 6 公文書開示請求拒否処分取消請求事件について

瀬川庶務課担当課長が説明した。

報告事項N○. 6は承認された。

9 議事事項Ⅱ

議案第29号 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設における指定管理者の指定について

【小田嶋教育長】

続いて、議事事項Ⅱに入ります。

「議案第29号 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設における指定管理者の指定について」の説明を、生涯学習推進課長、宮前区役所生涯学習支援課長、お願いいたします。

【箱島生涯学習推進課長】

生涯学習推進課長でございます。よろしく申し上げます。それでは、議案第29号「川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の指定管理者の指定について」につきまして、御説明申し上げます。

す。本議案は、施設開設当初の平成21年度から指定管理者制度により管理運営を行っております川崎市有馬・野川生涯学習支援施設について、引き続き指定管理者による管理を継続するとともに、次期指定管理者の指定についてお諮りするものでございます。

大変恐れ入りますが、議案第29号参考資料の1ページをごらんください。本施設における指定管理者に関する業務は、宮前区長への補助執行としており、このたび、学識経験者等で構成される「川崎市宮前区指定管理者選定評価委員会」におきまして、指定管理予定者が選定された旨の通知を頂いております。

それでは、議案書の1ページをごらんください。表の左から、このたび、管理を行わせる公の施設の名称及び所在地、指定管理者の住所、名称及び代表者名、指定期間を記載しており、現指定管理者である「アクティオ株式会社」に、引き続き、管理を行わせるものでございます。2ページ目以降につきましては、アクティオ株式会社の概要をまとめてございますので、こちらのほうは、後ほど御確認いただきたいと存じます。

なお、このたびの議案につきましては、市議会の議決が必要となりますことから、本日、御承認をいただきました後、令和3年第4回市議会定例会におきまして、御審議をいただく予定でございます。

それでは、議案第29号資料の2ページ目以降につきましては、宮前区役所生涯学習支援課長より御説明させていただきます。

【齊藤宮前区役所生涯学習支援課長】

宮前区役所生涯学習支援課長でございます。よろしくお願いたします。今、御案内がありましたとおり、議案第29号資料に沿って御説明を申し上げます。

2ページ目をごらんください。初めに、「1 管理を行わせる施設の概要」についてでございます。名称は川崎市有馬・野川生涯学習支援施設、所在地は川崎市宮前区東有馬四丁目6番1号、設置条例は「川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例」、設置目的は「地域における市民の主体的な学習活動の支援を行うことにより、生涯学習の振興を図り、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の構築に寄与すること」としております。施設の事業内容といたしましては、「市民の主体的な学習活動を支援するために施設及び設備を利用に供すること。」及び「図書、資料等を備え、及び利用に供すること。」並びに「その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。」でございます。現在の指定管理者は、アクティオ株式会社でございます。また、現在の指定管理費は、年間で4,436万1,192円でございます。

次に、「2 指定管理者となる団体の概要」でございますが、商号または名称は、アクティオ株式会社でございます。川崎市宮前区指定管理者選定評価委員会による選定の結果、現在の指定管理者に引き続き指定管理業務を行わせることとなったものでございます。所在地は東京都目黒区東山一丁目5番4号KDX中目黒ビル6階、代表者名は代表取締役社長淡野文孝、設立年月日は昭和62年2月27日、資本金または基本財産は9,900万円、従業員数は社員121名、契約社員1,318名、アルバイト844名、沿革は会社設立以降、各都市等に営業所を開設するなど、記載のとおりでございます。次に、業務内容についてでございますが、指定管理者制度に基づく公の施設の管理受託及び美術館、博物館等文化施設、公共施設、社会福祉施設等の経営及び管理受託、並びに案内、受付、誘導等、運営に関する業務、ほか、資料に記載のとおりでございます。次に3ページ中段をごらんください。業務実績といたしましては、行政関係の内容を

記載したものでございまして、指定管理事業、施設運営事業及びイベント事業などを多岐にわたり行っております。次に4ページをごらんください。こちらは、生涯学習支援施設運営または生涯学習事業等の業務実績について記載したものでございまして、このうち指定管理事業につきましては、本年4月現在で川崎市有馬・野川生涯学習支援施設を含めまして128施設でございます。この他の施設運営事業及び市民活動支援事業に関する業務実績は記載のとおりでございます。これら事業のノウハウと実績が豊富な法人となっております。また、財政状況につきましては、過去3か年の内容を記載したものでございます。令和元年度につきましては、前年度比で増益となっておりますが、令和2年度につきましては、新型コロナウイルスの影響等が大きく、前年度比で減益となっております。

次に、「3 指定期間」でございますが、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間でございます。

続きまして、「4 選定結果」でございますが、こちらにつきましては、後ほど7ページで御説明をさせていただきたいと存じますので、先に「5 事業計画」につきまして御説明させていただきます。初めに、「利用料金、開館時間、休館日設定の考え方」についてでございますが、利用料金につきましては、条例改正に基づく料金設定の範囲内とするものでございます。なお、利用者の事前申請があった場合には、鍵の受渡しを通常開始時間5分前より可能としております。また、地域図書室につきましては、受付業務時間や貸出時間の延長を継続するものとしております。次に、「組織、運営体制、職員研修等」につきましては、本社担当者と、同社が運営しております近隣施設・同種施設の施設長による定期的な会議の開催や地域の諸団体、施設、学校等との連携による地域コミュニティの活性化、また、職員の一層のスキルアップを図るための通信教育や各種研修等の様々な取組の提案を次のページにかけて記載のとおり行っております。次に、5ページ「生涯学習振興に係る事業、図書室の運営」につきましては、生涯学習事業についての情報提供や様々な世代やニーズ、テーマに応じた年間70の生涯学習事業の実施、オンライン併用事業の実施などを計画しております。また、図書室の運営に関しましては、地域の小学校や保育園との連携、図書カード作成キャンペーンの継続、インスタグラムの運用、独自の季節ごとのイベントの実施など、利用者ニーズに合わせて対応を計画しております。次に、「市民活動支援」につきましては、市民活動団体やボランティア団体の活動を共催事業として実施するほか、新規事業を含む市民活動を支援するためのイベントの実施、各種情報提供、相談業務についての対応を計画しております。次に、「自主事業、施設の活用等」につきましては、利用者が関心を持っている魅力ある事業の提供や地域包括ケアシステムの考えを取り入れた地域の見守り施設としての機能や役割を持たせるなど、施設活用の展開を計画しております。次に6ページをごらんください。

「利用の促進策等」につきましては、ホームページの充実やSNSの活用も含めた積極的なPR活動の実施をはじめ、地域住民のニーズに合致した魅力ある事業の実施、地域で活躍している住民、諸団体・諸機関・諸施設等との連携による利用機会の創出など、利用者による参加度の高い施設運営を目指しております。

次に、「6 収支計画」でございます。収支計画表をごらんください。表の記載方法につきましては、初めに収入額合計、以下その内訳をお示しし、最後に支出額を記載しております。また、左から右に指定管理期間となります令和4年度から8年度までの5か年を表示しております。収入のうち、指定管理料は年間4,680万円でございます。利用料金収入につきましては、初年度は530万円、次年度以降10万円ずつ増収となり、最終年は575万円として増収を見込ん

だものとなっております。以下、記載のとおりでございます。

次に、7ページをごらんください「川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の指定管理予定者の選定結果について」でございます。

初めに、「1 応募状況」でございますが、説明会への参加団体は6団体ございました。のうち応募団体は資料にお示ししております2団体ございました。

次に、「2 川崎市宮前区指定管理者選定評価委員会委員」につきましては、学識経験者として、株式会社計画技術研究所代表取締役で法政大学大学院兼任講師の佐谷和江先生、同じく明治学院大学教養教育センター教授の亀ヶ谷純一先生、税理士の江口進先生、学識経験者の慶應義塾大学理工学部外国語・総合教育教室教授の高山緑先生、同じく日本女子大学人間社会学部准教授の黒岩亮子先生の5名でございまして、選定評価委員会には全員が出席され審査いただきました。

次に、「3 選定理由」につきましては、次のとおりでございましたので、読み上げさせていただきます。「指定管理者の選定に当たり、指定管理者として実績が豊富であり、多種多様な施設の管理運営のノウハウを蓄積しており、経済的な安定性、人材確保における確実性、地域に密着した運営方針など、質の高いサービスが期待でき、具体的で優れた提案を行った当該団体を選定した。」とのことございました。なお、最終評価の元ともなっている五つの評価項目につきまして、選定理由を読み上げさせていただきます。「Ⅰ 市民の平等な利用が確保されていること」についてでございますが、当該施設の設置目的を十分に理解し、川崎市・宮前区の施策や住民特性を把握した管理運営及び生涯学習の振興に寄与する事業展開の提案について評価した。次に「Ⅱ 施設の効用を最大限発揮するものであること」についてでございますが、生涯学習事業の情報提供や、オンラインを活用して様々な世代やニーズ、テーマに応じた生涯学習事業の実施、市民活動団体やボランティア団体との共催事業をすることで市民活動を育成するなど高く評価できる提案がなされた。次に、「Ⅲ 施設の管理経費の縮減が図られるものであること」についてでございますが、人件費については適切なシフト配置など効率的な運営、賃借料や保険料などはスケールメリットを生かした契約など管理経費の縮減が図られた提案であった。また、応募団体の財務分析の審査において、資金収支の安全性、事業活動の効率性、財務活動の健全性において十分な安定性が認められた。次に、「Ⅳ 管理を安定して行う人的及び物的能力を有している、または確保できる見込みがあること」についてでございますが、指定管理者として、事業面において豊富な経験と実績を有しており、人材確保について確実に実行できる点の評価した。次のページに移りまして、「Ⅴ 提案全体を通してその妥当性や一貫性等を有していること、及びその他特に評価すべき事項」についてでございますが、地域課題解決の視点で、多世代交流の「ふれあい食堂」、障害者と健常者が共に参加するユニバーサル事業及び地元アーティストによるアリーノ音楽コンサートの実施、環境配慮の取組などの提案を評価した。選定委員会による選定理由につきましては以上のとおりでございます。

次に、「4 審査結果」でございますが、評価項目ごとに、各団体の得点を掲載してございます。左から、合計点の高かった順に記載をしておりますが、第1順位のアクティオ株式会社と第2順位との差は250点でございました。

最後に、「5 提案額」でございますが、指定管理料は、年間で4,680万円でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。御質問等ございますでしょうか。

高橋委員。

【高橋委員】

選定結果について何点か質問をさせていただきます。

資料の8ページのところの審査結果に点数表が載っているのですが、1、2、3、4、5までの点数を計算するとアクティオとヤオキンは同じ点数になるかと思うのですが、それは合っていますか。合っていますよね。この1、2、3、4、5という項目を見ると、1、2はどちらかというユーザーから見たサービスの充実というような感じがしていて、3、4、5というのは、実際に施設を運営していく企業がしっかりしているのかということに重きを置いた評価点かと思うのですが、ヤオキンのほうが、ユーザーから見たサービス内容というか、そういう観点と思う評価項目は高く、現在のアクティオは、運営管理というか回していく力があるというような評価のように見えて、かつ今までの平成21年からの実績も評価されてアクティオになったというような理解ですけれども、そういう評価だったということで理解があっているかということと、それから、アクティオはこれまでの実績を評価されていたということなのですが、例えば、住民のアンケートみたいなものとか、今までの運用が良かったというような具体的な何か、他にもあれば教えていただけたらと思います。

【齊藤宮前区役所生涯学習支援課長】

まず、御質問をいただいた件につきましては、御指摘のとおりであったということによろしいかと思えます。

あとは、アンケート等につきましては、定期的な実施をしております、そのアンケート結果に基づいて事業の内容を検討したり、実施をした内容につきましては、次回以降にそういったアンケートの結果を踏まえて修正を加えるといったようなことはこれまでも行っている状況でございます。

【高橋委員】

例えば、そのアンケートで評判が悪いとかということはないということですよ。

【齊藤宮前区役所生涯学習支援課長】

大きく実施した事業について悪い評価を頂いているアンケート結果というのは、私どもでは把握はしておりません。

【高橋委員】

分かりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

他には、いかがでしょうか。

田中委員。

【田中委員】

どうも御説明ありがとうございました。

質問が三つほどあるのですが、アクティオは、たしかかなり前からこの指定管理になっていると思うのですが、これまで何年間この指定管理を受けていたかというのが第1番目の質問です。

2番目は、業務の内容に市民活動の支援に関係することがありました。正確に言うと、市民活動支援ですね。生涯学習施設ということで、しかも、このリーフレットには市民活動というような観点からのことが書いていないのですが、これもあえて入れているということの意図と言いますか、それはどういうことなのかということと、中原区にある全市的な市民活動センターがありますけれど、それとの関係とか連携とか、というようなことも考えながらこういうものを設定しているのかということをお教えいただきたいと思います。

以上です。

【小田嶋教育長】

よろしくお願いします。

【齊藤宮前区役所生涯学習支援課長】

お尋ねの1番目について、私のほうからお答えをさせていただきます。

現指定管理者のアクティオ株式会社につきましては、2期10年指定管理をしていただいている状況でございます。二つ目以降につきましては、別の者が回答させていただきます。

【箱島生涯学習推進課長】

田中委員のほうから御質問があった2番目の市民活動の支援の部分についてでございます。この施設の成り立ちのところで、いわゆる市民館の分館としての位置づけではなく、生涯学習支援施設という形のもので、立ち上げるときに地域の方たちの声もしっかり聴きながら今の管理も含めてこういう形態をやってございます。あわせて、補助執行をお願いしている区役所につきましては、市民館の中でも市民活動に対するコミュニティー施策に対するものの連携をやってございますし、まさに区役所がやっているところの強みを活かしていただける分野なのかなというふうには生涯学習推進課としては認識をしております。

全市的な市民活動センターの部分につきましては、それぞれ市民活動センターに登録をした人がNPOとか個々の団体でのお付き合いというのはあるとは思いますが、活動センターと何かを一緒にやるということについては、まだそこまではできていないような状況というのはあるというふうには認識しています。

以上でございます。

【田中委員】

ありがとうございました。私はむしろ批判的ではなくて、こういう生涯学習施設に市民活動支援を入れるのはとても大事なことだと思っているので、その辺りの背景を聞きたかったということです。ありがとうございました。

ちなみに、これは宮前区の市民を対象としているのが主なあれですか。それとも、この市民活動支援というのは、全市的な市民活動支援が視野に入っているか。その辺りを補足的に教えてください。

【箱島生涯学習推進課長】

やはりエリア的なものというのは非常に大きいと思っていますので、有馬・野川地区の方を中心として市民活動を支えるというようになっていると認識をさせていただきます。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。他にはいかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第29号は、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第29号は原案のとおり可決といたします。

ありがとうございました。

議案第30号 慰謝料等請求控訴事件について

箱島生涯学習推進課長が説明した。

小田嶋教育長が会議に諮った結果、議案第30号は原案のとおり可決された。

議案第31号 川崎市立青少年科学館条例及び川崎市立日本民家園条例の一部を改正する条例の制定について

【小田嶋教育長】

次に、「議案第31号 川崎市立青少年科学館条例及び川崎市立日本民家園条例の一部を改正する条例の制定について」の説明を、庶務課担当課長、文化財課長、お願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、議案第31号「川崎市立青少年科学館条例及び川崎市立日本民家園条例の一部を改正する条例の制定について」につきまして、御説明申し上げます。

初めに、今回の条例改正の概要につきまして、文化財課長から御説明申し上げます。

【服部文化財課長】

文化財課長の服部でございます。それでは、今回の条例改正に至る経緯について御説明いたします。

令和元年10月12日の令和元年東日本台風により、川崎市市民ミュージアムが被災したことに伴い、市民文化局において市民ミュージアムの在り方について全庁的な検討を進めてまいりましたが、このほど策定予定の「新たな博物館、美術館に関する基本的な考え方」において、現施設でのミュージアム機能の再開は行わない旨が示されることから、市民ミュージアム条例を改正することとなり、これに伴い必要な条例の改正を行うものでございます。

次に、青少年科学館及び日本民家園の条例改正について御説明いたします。この市民ミュージアム条例の改正に伴い、これまで市民ミュージアム、青少年科学館、日本民家園、岡本太郎美術館で発行していた4館の共通利用券について、市民ミュージアムでの企画展への入場が可能である旨の記載が各館の条例にあることから、この文言を削除するために条例改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、議案書の1ページをごらんください。

この条例は、第1条において「川崎市青少年科学館条例」を、第2条において「川崎市立日本民家園条例」を改正するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページをごらんください。「制定理由」でございますが、「川崎市市民ミュージアム条例の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するもの」でございます。

1枚おめくりいただきまして、3ページをごらんください。改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。初めに「川崎市青少年科学館条例」でございます。別表第1の2共通利用券の表の備考中、共通利用券の対象施設のうち第2号の川崎市市民ミュージアムに係る規定を削るものでございます。

2枚おめくりいただきまして、5ページをごらんください。続きまして、「川崎市立日本民家園条例」でございます。こちらにつきましても、同様に、別表第1の2共通利用券の表の備考中、共通利用券の対象施設のうち第2号の川崎市市民ミュージアムに係る規定を削るものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻り願います。「附則」でございますが、この条例の施行期日を令和4年4月1日とするものでございます。こちらの条例案につきましては、12月に開催される市議会定例会に議案として提出する予定でございます。

議案第31号の説明につきましては、以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第31号は、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第31号は、原案のとおり可決いたします。

10 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これもちまして終了いたします。

(16時15分 閉会)